

7月1日から、し尿汲み取り料金が  
変わります。

当地域のし尿処理事業は、大洲市、内子町、伊予市及び砥部町の4市町で運営される大洲・喜多衛生事務組合(清流園)の指定する許可業者により行われています。

そのし尿汲み取り料金につきましては、平成6年7月の改定以来据え置きとなっておりますが、その間、収集運搬経費の増大により、やむを得ず改定をすることになりました。

改定後のし尿汲取料金は、次のとおりです。

○ し尿及び浄化槽に係る汚泥の収集、運搬及び処分についての手数料(消費税込み)

区域 平成17年1月10日 における区域	単位	現行 手数料 [円]	手数料金額 [円]	
			平成20年7月1日から 平成21年3月31日まで	平成21年4月1日から
大洲市及び長浜町の区域	18 リットル	106.05	120	137
肱川町の区域	〃	120.75	137	156
河辺村の区域	〃	126.00	143	163

区域 平成16年12月31日 における区域	単位	現行 手数料 [円]	手数料金額 [円]	
			平成20年7月1日から 平成21年3月31日まで	平成21年4月1日から
内子町の区域	18 リットル	109.20	124	141
五十崎町の区域				

区域 平成17年3月31日 における区域	単位	現行 手数料 [円]	手数料金額 [円]	
			平成20年7月1日から 平成21年3月31日まで	平成21年4月1日から
双海町の区域	18 リットル	128.10	146	166
中山町の区域	〃	135.45	154	175

区域 平成 16 年 12 月 31 日 における区域	単位	現行 手数料 [円]	手数料金額 [円]	
			平成 20 年 7 月 1 日から 平成 21 年 3 月 31 日まで	平成 21 年 4 月 1 日から
広 田 村 の 区 域	18 リットル	149.10	169	193

変更

備考 18リットル未満の端数を生じたときは、これを18リットルとして計算する。  
請求金額の10円未満の端数は切り捨てるものとする。

※ なお、合併浄化槽に台所の油などは流さないようにしましょう。浄化槽の処理能力が低下してしまいます。

**問い合わせ先**

愛媛県大洲市米津乙1番地の2  
大洲・喜多衛生事務組合 清流園  
電話 0893-26-0200